ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令

（ガス事業法施行規則の一部改正）

第一条　ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第六章　あつせん及び仲裁	**第六章**　あつせん及び仲裁
第百七十条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七条の五から第四十七条の十までの規定は、法第百七条第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	**第百七十条**　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七条の五から第四十七条の十までの規定は、法第百七条第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十七条の五第一項	令第二十六条	ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）第十一条において読み替えて準用する令第二十六条
	令第三十一条第二項	ガス事業法施行令第十一条において読み替えて準用する令第三十一条第二項
第四十七条の五第二項及び第四十七条の六	令	ガス事業法施行令第十一条において読み替えて準用する令
第四十七条の七	令	ガス事業法施行令第十一条において準用する令
［略］	［略］	［略］
第四十七条の十	［略］	［略］
	法第三十六条第一項	同条第三項

（経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告）

第二百十五条　都道府県知事は、法第百七十一条第一項の規定により報告の徴収を行つたときは、令第十八条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

2　市長は、法第百七十一条第一項の規定により報告の徴収を行つたときは、令第十八条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

第二百十六条　都道府県知事は、その職員に、法第百七十二条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第十八条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第九十九による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2　［略］

第四十七条の五第一項	令第七条	ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）第七条において準用する令第七条
	令第十二条第二項	ガス事業法施行令第七条において読み替えて準用する令第十二条第二項
第四十七条の五第二項及び第四十七条の六	令	ガス事業法施行令第七条において読み替えて準用する令
第四十七条の七	令	ガス事業法施行令第七条において準用する令
［略］	［略］	［略］
第四十七条の十	［略］	［略］
	第三十六条第一項	同条第三項

（経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告）

第二百十五条　都道府県知事は、法第百七十一条第一項の規定により報告の徴収を行つたときは、令第十四条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

2　市長は、法第百七十一条第一項の規定により報告の徴収を行つたときは、令第十四条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

第二百十六条　都道府県知事は、その職員に、法第百七十二条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第十四条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第九十九による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2　［略］